労　働　者　代　表　選　任　届

休業等の実施の協定の取り決めに関する事項については、株式会社サンプルの全労働者の過半数の同意を得て、労働者代表として選任されたことをお届けします。

令和２年４月20日

事業主

株式会社サンプル

代表取締役　田中 太郎　殿

労働者代表　職・氏名

　　　　一般社員

鈴木　武　　㊞

記

１　選任年月日　　　　　　　　令和２年4月20日

休 業 協 定 書

株式会社サンプルと労働者代表鈴木 武とは、休業の実施に関し下記のとおり協定する。

記

１．休業の実施予定時期等

休業は、令和２年４月１日から令和２年６月30日までの３か月間において、これらの日

を含め61日間実施する。

ただしそのうち10日間は短時間休業とする。

２．休業の時間数

休業は、始業時刻（9時00分）から終業時刻（17時00分）までの間行う。

ただし短時間休業の場合、この時間帯のうち４時間行う。

３．休業の対象者

休業の対象者は全従業員とし、休業実施日においてはそのうち概ね５人をできる限り輪番によって休業させるものとする。

ただし、短時間休業の場合は全従業員の一斉の休業または事業部ごとに休業させる。

４．休業手当の額の算定基準

休業中は、1 日当たり、次の(1)によって算定した額の60％相当額の休業手当を支給する。

ただし短時間休業の場合、1 時間当たり、次の(2)によって算定した額の同率相当額の休業手当を支給する。

なお賃金には役職手当、家族手当、住宅手当を含むものとする。

(1) １日当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金 その月額÷１月の所定労働日数

ロ．日ごとに支払う賃金 その日額

ハ．時間ごとに支払う賃金 その時間額×１日の所定労働時間数

(2) １時間当たりの賃金額の算定方法

イ．月ごとに支払う賃金 その月額÷１月の所定労働日数÷１日の所定労働時間数

ロ．日ごとに支払う賃金 その日額÷１日の所定労働時間数

ハ．時間ごとに支払う賃金 その時間額

５．雑則

この協定は令和２年４月20日に発効し、令和２年６月30日に失効する。

　また、適用は令和２年４月１日に遡って適用する。

令和２年４月20日

株式会社サンプル

代表取締役　田中 太郎 　㊞

労働者代表　鈴木 武 ㊞